

大分大学工学部就職委員会規程

平成16年4月1日制定
平成16年工学部規程第13号

(設置)

第1条 大分大学工学部に、就職委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学生の就職に関する事項について審議し、関係事務の適正円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 各学科等就職担当教授
- (2) 事務長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、就職担当教授の中から互選する。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
2 委員会の議事は、出席者した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。
2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加したものとする。
3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、理工学部事務部学務係において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年工学部規程第1号)

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年工学部規程第3号)

この規程は、平成20年4月30日から施行する。

附 則 (平成26年工学部規程第10号)

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則（平成28年工学部規程第3号）
この規程は、平成28年4月6日から施行する。

附 則（平成29年工学部規程第10号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。